

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応民生委員・児童委員活動支援事業	①物価高騰等の影響を受ける民生委員・児童委員の負担を軽減するため、燃料費高騰分の一部を支援 ②燃料費高騰分の一部に相当する支援金の交付に係る経費 ③支援単価4,000円(※)×619人=2,476千円 ※高騰分24.8円/ℓ×平均使用量40.6ℓ/月×10日/30日×12月 =4,000円 ④民生委員・児童委員	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者家計支援事業	①物価高騰等の影響を受ける高齢者に対し、家計支援を行い生活の下支えをするため、公共交通機関(三重交通バス)の乗車時に利用できるシルバーエミカに500円分の消費下支えポイントを付与 ②500円分の消費下支えポイント付与に係る経費 ③委託料 5,000千円(10,000人分) ④市内に住所を有する65歳以上の人	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者支援施設等物価高騰対策施設運営支援金	①物価高騰等による障害者支援施設等の運営事業者の負担を軽減し、入居・入所施設及び通所施設の利用者の快適な利用を維持するため、運営経費の一部を支援(支援対象期間:令和7年1月~令和7年3月分) ②物価高騰対策施設運営支援金の交付に係る経費 ③(1)食材費 【入居・入所】2,913千円(支援単価1,900円×1,022人×3月×1/2) 【通所系】3,174千円(支援単価650円×3,255人×3月×1/2) (2)電気・ガス 【入居・入所】912千円(支援単価595円×1,022人×3月×1/2) 【通所系】2,050千円(支援単価370円×3,693人×3月×1/2) 【訪問系】619千円(支援単価4,300円×96施設×3月×1/2) (3)ガソリン 【入居・入所】90千円(支援単価300円×200台×3月×1/2) 【通所系】1,372千円(支援単価750円×1,220台×3月×1/2) 【訪問系】130千円(支援単価300円×288台×3月×1/2) ※支援単価は県の物価高騰対策に準じて設定 ④市内障害者支援施設等運営事業者	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設等物価高騰対策施設運営支援金	①物価高騰等による介護保険施設等の運営事業者の負担を軽減し、入居・入所施設及び通所施設の利用者の快適な利用を維持するため、運営経費の一部を支援(支援対象期間:令和7年1月~令和7年3月分) ②物価高騰対策施設運営支援金の交付に係る経費 ③(1)食材費 【入居・入所】13,110千円(支援単価1,900円×4,600人×3月×1/2) 【通所系】4,174千円(支援単価650円×4,281人×3月×1/2) (2)電気・ガス 【入居・入所】4,106千円(支援単価595円×4,600人×3月×1/2) 【通所系】2,376千円(支援単価370円×4,281人×3月×1/2) 【訪問系】2,006千円(支援単価4,300円×311施設×3月×1/2) (3)ガソリン 【入居・入所】105千円(支援単価300円×234台×3月×1/2) 【通所系】928千円(支援単価750円×825台×3月×1/2) 【訪問系】420千円(支援単価300円×933台×3月×1/2) ※支援単価は県の物価高騰対策に準じて設定 ④市内介護保険施設等運営事業者	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援金	①物価高騰等による電気・ガス等の価格上昇の影響を受けている医療機関(歯科・調剤薬局を含む)に対し、安定的な運営を維持するため、運営経費の一部を支援(支援対象期間:令和7年1月~令和7年3月分) ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)電気・ガス 【病院、有床診療所】16,776千円(支援単価9,200円×3,647床×1/2) 【無床診療所(内科)】3,572千円(支援単価32,925円×217機関×1/2) 【無床診療所(歯科)】2,107千円(支援単価32,925円×128機関×1/2) 【歯科技工所】232千円(支援単価10,300円×45機関×1/2) 【助産所】196千円(支援単価20,600円×19機関×1/2) 【施術所】510千円(支援単価10,300円×99機関×1/2) 【薬局】2,190千円(支援単価32,925円×133機関×1/2) (2)ガソリン 【病院、有床診療所、無床診療所(内科)】102千円(支援単価2,950円×69機関×1/2) 【無床診療所(歯科)】34千円(支援単価2,950円×23機関×1/2) 【薬局】99千円(支援単価2,950円×67機関×1/2) ※支援単価は県の物価高騰対策に準じて設定 ④市内医療機関(歯科・調剤薬局を含む)	R7.4	R8.3

6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設給食物価高騰対策支援金	<p>①保育を実施し、給食の提供により物価高騰等の影響を受ける民間保育施設に対し、給食提供に係るコスト上昇により家計負担が増加することを避けるため、コスト上昇分の負担を軽減し、運営を支援</p> <p>②保育施設給食物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③(1)民間保育所  【2号認定】5,416千円 (450円×12月×1,003人)  【3号認定】1,734千円 (150円×12月×963人)</p> <p>(2)民間認定こども園  【1号認定】2,797千円 (450円×11月×565人)  【2号認定】6,026千円 (450円×12月×1,116人)  【3号認定】1,426千円 (150円×12月×792人)</p> <p>※1号認定及び2号認定の450円は、物価高騰分を見込んだ給食徴収額4,950円と実際の給食徴収額4,500円との差額  ※3号認定の150円は、物価高騰分を見込んだ給食徴収額4,950円と1号・2号認定に係るR6公定価の副食費免除加算額4,800円との差額</p> <p>④民間保育施設利用者 (保護者)</p>	R7.4	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	松阪食肉公社エネルギー価格高騰対策支援金	<p>①エネルギー価格や物価の高騰に伴う施設運営経費の増加より経営が逼迫している株式会社三重県松阪食肉公社に対し、三重県及び津市ほか11市町が安定的な施設運営を支援</p> <p>②松阪食肉公社等負担金の交付に係る経費</p> <p>③松阪食肉公社等負担金 581千円  ※想定される燃油・電気料金上昇分2,600千円を、肉用牛利用分1,300千円と豚利用分1,300千円に分け、12市町による令和5年度の施設利用実績の割合に基づき按分  (津市分は肉用牛利用分1,300千円の14.39%及び豚利用分1,300千円の30.28%)</p> <p>④株式会社三重県松阪食肉公社</p>	R7.4	R8.3
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	高速船運航事業者運航継続支援事業補助金 (燃油価格高騰対策)	<p>①津市と中部国際空港を結ぶ高速船を運航する津エアポートライン株式会社は、長引く原油価格高騰の影響を受けて業況が厳しくなっており、同社による安全安心な運航の維持及び事業継続を支援するため、燃油代高騰分に係る経費相当分の支援金を交付</p> <p>②高速船運航事業者運航継続支援事業補助金 (原油価格高騰対策) の交付に係る経費</p> <p>③高速船運航事業者運航継続支援事業補助金 7,400千円</p> <p>A. 燃料高騰分：  支援単価15.0円/ℓ×358ℓ/便×7.162便 38,460千円</p> <p>B. 令和5年10月1日からの運賃値上げ分のうち燃料価格高騰相当分に  令和7年度の利用見込者数を乗じた金額：  23,596千円 (【大人】123円×187,509人、【小人】61.5円×8,650人)</p> <p>(A-B) ×1/2≒7,400千円</p> <p>④津エアポートライン株式会社</p>	R7.4	R8.3
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業会計繰出	<p>①物価高騰の影響を受けている生活者・事業者に対して、迅速かつ確かな負担軽減を図るため、市内全ての世帯と事業者 (官公庁除く) を対象に、令和7年4月から使用する水道料金の基本料金を2か月分無料化</p> <p>②2か月分の水道料金の基本料金の無料化に係る費用</p> <p>③津市水道事業会計に繰り出し、2か月分の水道料金の基本料金の無料化に要する費用を交付対象経費とする。</p> <p>(1)対象戸数137,000件×2か月分の基本料金 (6月1日から7月31日までの間の検針分) 278,204千円</p> <p>(2)料金システム改修委託料 8,866千円  [改修内容]  ・業種コードの設定 (官公庁区分)  ・料金計算プログラム変更  ・検針ハンディターミナル設定変更  ・各種検証</p> <p>(3)印刷製本費 368千円  (4)通信運搬費 269千円</p> <p>④市内全ての契約世帯・事業者 (官公庁除く)</p>	R7.4	R7.7
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子どもの給食支援事業	<p>①市内の小中学校及び幼稚園のうち、給食を実施している学校等においては、給食会計が長期化する給食食材費等の高騰の影響を受け続けており、収束の見込みが立たない現状を踏まえ、食材費等の高騰が給食費値上げによる保護者負担とならないようにするため、コスト上昇分の負担を軽減し、運営を支援</p> <p>②子どもの給食支援金の交付に係る経費</p> <p>③(1)小学校分 116,759千円  給食費4,300円×11月×19%×12,992人</p> <p>(2)中学校分 67,155千円  給食費4,800円×11月×19%×6,694人</p> <p>(3)幼稚園分 7,641千円  給食費4,000円×11月×19%×914人</p> <p>※支援金額は児童・生徒数を基に算定 (教職員等は含まない)  ※全国消費者物価指数 (食料品) の2022年1月の指数 (102.0) と2024年11月時点の指数 (121.3) から上昇率19%を算定</p> <p>④給食を実施している市内小中学校及び幼稚園の利用者 (保護者)</p>	R7.4	R8.3

11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子どもの給食支援事業（追加分）	<p>①市内の小中学校及び幼稚園のうち、給食を実施している学校等においては、給食会計が長期化する給食食材費等の高騰の影響を受け続けており、昨今の米の値上がりが目撃されることから、食材費等の高騰が給食費値上げによる保護者負担とならないようにするため、コスト上昇分の負担軽減を追加で実施し、運営を支援</p> <p>②子どもの給食支援金の交付に係る経費</p> <p>③(1)市立分 231,927千円  【内訳】(ア) 令和7年4月分～6月分 54,934千円  小学校分 給食費4,300円×3月×22.3%×12,165人  中学校分 給食費4,800円×3月×22.3%×6,062人  幼稚園分 給食費4,000円×3月×22.3%×177人  (イ) 令和7年7月分～令和8年3月分 176,993千円  小学校分 給食費4,300円×8月×19%×12,165人  主単価差18.14円/日×131日×12,165人  中学校分 給食費4,800円×8月×19%×6,062人  主単価差28.99円/日×131日×6,062人  幼稚園分 給食費4,000円×8月×19%×177人  主単価差11.14円/日×126日×177人  ※主単価差は令和7年度と令和3年度の差</p> <p>(2)私立分 19,063千円  【内訳】(ア) 令和7年4月分～6月分 4,521千円  ※(1)(ア)の小学校分を527人、中学校分を429人、幼稚園分を608人として積算  (イ) 令和7年7月分～令和8年3月分 14,542千円  小学校分 給食費4,300円×8月×26.9%×527人  中学校分 給食費4,800円×8月×26.9%×429人  幼稚園分 給食費4,000円×8月×26.9%×608人  ※26.9%は(1)(イ)の支援額から算出した支援率</p> <p>※(1)、(2)の合計250,990千円からNo.10の事業費191,555千円を差し引いた59,435千円がNo.11の事業費</p> <p>※支援金額は児童・生徒数を基に算定（教職員等は含まない）</p> <p>④給食を実施している市内小中学校及び幼稚園の利用者（保護者）</p>	R7.7	R8.3
12	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	スポーツ施設物価高騰対策支援金	<p>①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている市内スポーツ施設の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付</p> <p>②物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③(1)運動施設（津地域）分 209千円  (2)産業・スポーツセンター分 8,140千円  ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定</p> <p>ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均と月平均ガス使用量見込に基づき支援金額を算定</p> <p>④市内スポーツ施設の指定管理者</p>	R7.9	R8.3
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	子育て支援センター物価高騰対策支援金	<p>①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている民間の子育て支援センターに対し、コスト上昇分の負担を軽減し施設運営を支援するため、支援金を交付</p> <p>②物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③(1)子育て応援広場はくはく 14千円  (2)子育て支援センターASTRA 6千円  (3)TSUD01 12千円  ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定</p> <p>④民間の子育て支援センター</p>	R7.9	R8.3
14	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童館物価高騰対策支援金	<p>①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている児童館の指定管理者及び民間児童館に対し、コスト上昇分の負担を軽減し施設運営を支援するため、支援金を交付</p> <p>②物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③(1)すばる児童館 12千円  (2)まん中こども館 322千円  ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定</p> <p>ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均と月平均ガス使用量見込に基づき支援金額を算定</p> <p>④児童館の指定管理者及び民間児童館</p>	R7.9	R8.3
15	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設物価高騰対策支援金	<p>①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている民間保育所等及び民間認定こども園に対し、コスト上昇分の負担を軽減し施設運営を支援するため、支援金を交付</p> <p>②物価高騰対策支援金の交付に係る経費</p> <p>③(1)民間保育所（21施設）・地域型保育事業所（1施設） 4,164千円  ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均、1人当たり月平均電力消費量見込（47.10kWh/月）及び定員（2,061人）に基づき支援金額を算定</p> <p>ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均、1人当たり月平均ガス使用量見込（1.79m<sup>3</sup>/月）及び定員（2,061人）に基づき支援金額を算定</p> <p>(2)民間認定こども園（19施設） 5,230千円  ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均、1人当たり月平均電力消費量見込（47.10kWh/月）及び定員（2,586人）に基づき支援金額を算定</p> <p>ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均、1人当たり月平均ガス使用量見込（1.79m<sup>3</sup>/月）及び定員（2,586人）に基づき支援金額を算定</p> <p>④民間保育所等及び民間認定こども園</p>	R7.9	R8.3

16	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	北長野共同ライスセンター等物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている北長野共同ライスセンター等の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③①北長野共同ライスセンター及び北長野共同育苗センター 4千円 ②美里農産物加工センター 19千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④北長野共同ライスセンター等の指定管理者	R7.9	R8.3
17	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	リバーパーク真見物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けているリバーパーク真見の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 28千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④リバーパーク真見の指定管理者	R7.9	R8.3
18	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	わかすぎの里物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けているわかすぎの里（キャンプ場）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 77千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④わかすぎの里の指定管理者	R7.9	R8.3
19	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	グリーンハウス美杉物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けているグリーンハウス美杉（林業研修集会所施設）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 20千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④グリーンハウス美杉の指定管理者	R7.9	R8.3
20	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	榑原温泉湯の瀬指定管理者物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気・ガス料金及びリネン費の上昇等の影響を受けている榑原温泉湯の瀬の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 2,473千円 ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同時期の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込（定額電灯については、1灯当たりの燃料費調整単価の差額の平均と電灯の数）に基づき支援金額を算定 ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均と月平均ガス使用量に基づき支援金額を算定 リネン費については、年間高騰額459,253円に基づき支援金額を算定 ④榑原温泉湯の瀬指定管理者	R7.9	R8.3
21	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	青山高原保健休養地物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている青山高原保健休養地（キャンプ場等）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 130千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込（定額電灯については、1灯当たりの燃料費調整単価の差額の平均と電灯の数）に基づき支援金額を算定 ④青山高原保健休養地の指定管理者	R7.9	R8.3
22	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ヒストリーパーク塚原物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けているヒストリーパーク塚原（キャンプ場等）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 20千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④ヒストリーパーク塚原の指定管理者	R7.9	R8.3
23	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	美し郷霧山物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている美し郷霧山（観光施設）の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 15千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④美し郷霧山の指定管理者	R7.9	R8.3

24	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	伊勢奥津駅前観光案内交流施設物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている伊勢奥津駅前観光案内交流施設の指定管理者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し事業継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 28千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込に基づき支援金額を算定 ④伊勢奥津駅前観光案内交流施設の指定管理者	R7.9	R8.3
25	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中央学校給食センター物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている給食調理事業者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し安定的な給食提供を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 6,708千円 ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均と月平均電力消費量見込及び法人割引負担増見込額に基づき支援金額を算定 ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均と月平均ガス使用量見込に基づき支援金額を算定 ④給食調理事業者	R7.9	R8.3
26	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立中学校等学校施設物価高騰対策支援金	①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている市内私立中学校等の設置者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し学校運営の継続を支援するため、支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 3,048千円 (1)中学校(3校) 1,622千円 (三重大学教育学部附属中学校、高田中学校、セントヨゼフ女子学園中学校) (2)小学校(1校) 756千円 (三重大学教育学部附属小学校) (3)幼稚園(6園) 670千円 (聖ヤコブ幼稚園、高田幼稚園、大川幼稚園、津西幼稚園、のべの幼稚園、三重大学教育学部附属幼稚園) ※電気料金については、令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均、1人当たり月平均電力消費量見込及び各学校の定員に基づき支援金額を算定 ガス料金については、令和7年4月～令和8年3月分の従量料金単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の従量料金単価の差額の平均、1人当たり月平均ガス使用量見込及び各学校の定員に基づき支援金額を算定 ④私立中学校等設置者	R7.9	R8.3
27	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策支援事業	①物価高騰に伴う電気料金上昇の影響を受けている市内の放課後児童クラブの運営事業者に対し、コスト上昇分の負担を軽減し、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るため支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③物価高騰対策支援金 1,763千円 ※令和7年4月～令和8年3月分の燃料費調整単価（実績が判明していない分は見込）と令和3年度の同期間の燃料費調整単価の差額の平均、1人当たり月平均電力消費量見込、各クラブの定員に基づき支援金額を算定 ④放課後児童クラブ運営事業者	R7.9	R8.3
28	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業物価高騰・米関税対策支援事業	①市内中小企業等による米関税や物価高騰の影響への対応を支援するため、専門家による販路開拓方法等に関するセミナー等を開催するとともに、展示会出展を支援 ②セミナー・個別相談会の開催及び展示会出展支援に係る経費 ③(1)報償費 1,600千円 【内訳】販路開拓専門家 セミナー 1回 400千円 個別相談会 3回 1,200千円 (2)旅費 208千円 【内訳】セミナー講師打ち合わせ 69千円(2人、1回) 展示会現地確認 139千円(1人、5回) (3)消耗品費 486千円 【内訳】A4用紙 46千円(20箱) パフォーマンスチャージ料 330千円(50,000枚) 事務用品 110千円 (4)使用料及び賃借料 417千円 【内訳】会場借上料 セミナー 1回 318千円 個別相談会 3回 73千円 駐車券 26千円 (5)負担金、補助金及び交付金 3,000千円 中小企業振興事業補助金(展示会出展支援) 200千円×15件 ④市内中小企業等	R7.9	R8.3
29	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	三重短期大学学生生活応援事業	①物価高騰の影響により、学食の料金や学業に必要な物品の価格上昇など日常生活に影響を受けている学生に対し、学内の食堂及び売店を利用する際の負担を軽減する支援金を交付 ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③(1)物価高騰対策支援金 2,780千円(556人×5千円) (2)印刷製本費 20千円 ④三重短期大学の学生	R7.9	R8.3

30	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設物価高騰対策事業（小学校前期分）	①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている小学校施設におけるコスト上昇分の負担を一部軽減することにより、安定的な運営を継続 ②小学校施設の電気・ガス料金上昇分（前期分） ③公立小学校 17,830千円 ※令和6年度の電気・ガス料金における令和3年度からの上昇分を計上（令和7年度についても令和6年度と同様と見込む） ④公立小学校	R8.3	R8.3
31	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設物価高騰対策事業（小学校後期分）	①物価高騰に伴う電気・ガス料金上昇の影響を受けている小学校施設におけるコスト上昇分の負担を一部軽減することにより、安定的な運営を継続 ②小学校施設の電気・ガス料金上昇分（後期分） ③公立小学校 23,170千円 ※令和6年度の電気・ガス料金における令和3年度からの上昇分を計上（令和7年度についても令和6年度と同様と見込む） ④公立小学校	R8.3	R8.3

※上記は国への第2回実施計画提出期限（令和7年10月31日）時点の内容です。

※No. 9の「事業始期」及び「事業終期」については、無料化の対象期間を記載しています。